

閲覧室等における資料の利用に係る遵守事項等に関する定め

(目的)

第1条 この定めは、岐阜県歴史資料館において資料（岐阜県歴史資料館管理要綱第2条の「資料」をいう。以下同じ。）の利用等を目的に閲覧室又は小会議室（以下、「閲覧室等」という。）を利用する場合の遵守事項等を定めるものである。

(持込み禁止品)

第2条 資料の利用等を目的に閲覧室等を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものを閲覧室等に持ち込むことはできない。ただし、医療上その他の利用で持ち込む必要がある場合は、入室する際事前に職員に申し出るとともに、了承を得るものとする。

- 一 音響機器（ヘッドフォン、ラジオ等）
- 二 資料に密着させて複写等を行うコピー機、スキャナその他の機器
- 三 刃物類（はさみ、カッター、かみそりの刃等）
- 四 傘
- 五 動植物
- 六 飲食物
- 七 前各号に掲げるもののほか、館が、資料の保存、館内の安全、良好な利用環境の維持等のため特に持込みを不相当と判断したもの

(全般的禁止行為)

第3条 利用者は、閲覧室等内において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 閲覧室等内の静ひつを乱し他人の迷惑になる行為（大声を出す、騒ぐ等）
- 二 閲覧室等内の安全を害する行為（他人に対する威嚇又は暴力、痴漢、性的嫌がらせ、つきまといを行うこと等）
- 三 職員等の業務遂行の妨げとなる行為（職員等への面会の強要等）
- 四 飲食及び喫煙
- 五 閲覧室等出入口以外の場所から出入りしようとする行為

(資料の取扱い等に係る遵守事項)

第4条 閲覧室等において資料を利用する者は、その利用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 資料を閲覧室等内の所定の場所で利用すること。
- 二 資料を丁寧に扱うこと（手に持たず机に置いて利用する、折り曲げない、無理に開かない、綴じを緩めたり外したりしない、書き込みをしない、指先を濡らしてページをめくらない、上から直接筆写しない等）。
- 三 資料の中の頁等を抜き取る、切り取る、破り取る等の行為をしないこと。
- 四 筆記は、鉛筆又はシャープペンシルで行い、資料を置く机の上に万年筆、ボールペン、蛍光ペン等を置かないこと。
- 五 資料を閲覧室等の外に持ち出さないこと。
- 六 資料を返却するまでの間、十分に注意して管理すること。
- 七 資料の利用中に一時的に閲覧室等を離れる場合は、その旨職員に申し出ること。

(持込みカメラの使用)

第5条 閲覧室等において資料を利用する者は、閲覧室等内にカメラ（フィルムカメラ、デジタルカメラ、カメラ機能付き携帯電話等携帯端末等）を持ち込んで、資料を撮影することができる。この場合、利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 撮影を希望する旨、職員に申し出ること。
- 二 職員の指定した場所で撮影すること。
- 三 一脚及び三脚を使用しないこと。
- 四 フラッシュを使用しないこと。
- 五 カメラを公文書等に直接密着させないこと。

(職員の指示等)

第6条 利用者は、資料の利用手続、施設、機器類の使用等に関し職員の指示に従うものとする。

附 則
この定めは、平成26年4月1日から施行する。

